

Q1：技術認定医申請において研修証明はいつから必要となりますか？

A1：2016年2月の申請より必須となります。

Q2：認定施設で研修を受けられない場合、技術認定申請は出来ませんか？

A2：2015年2月申請までは、技術認定医申請が可能です。2016年2月申請以降は、認定研修施設での6ヶ月以上の研修もしくは、認定研修施設の技術認定医のもとで、執刀医もしくは助手として25例以上の腹腔鏡手術を行うことが必須条件となります。

Q3：以前に書類審査合格証をいただいているのですが、2016年2月からの申請時には認定研修施設研修証明書も必要になるのでしょうか。

A3：2015年までの書類審査合格証の場合は、認定研修施設研修証明書の提出が必要となります。2016年からの書類審査合格証でしたら、認定研修施設研修証明書の提出は不要となります。

Q4：新規再申請と、新規申請不合格による新規申請は異なるのですか。

A4：新規再申請とは、技術認定医の更新が失効になった後の再申請となります。新規申請不合格による新規申請は異なるのでご注意ください。

Q5：子宮鏡の技術認定には、研修が必要ですか。

A5：子宮鏡の技術認定については、現在のところ認定研修施設の制度はありません。

Q6：認定修練施設の制定以前で、その後認定施設となった病院での腹腔鏡修練は、技術認定医の条件として挙げられる「認定修練施設の6か月以上の修練」として認められるのか？

A6：現在、認定研修施設として認定されている施設であっても、制度発足前（2014年3月以前）に施設にて行ったものについては修練や手術参加実績には認められません。

Q7：自施設が認定修練施設でない場合、他院での腹腔鏡手術による25例以上の参加が条件として挙げられるが、助手は1助手・2助手どちらでも問わないのか？

A7：技術認定制度規則第14条3）「認定研修施設の技術認定医のもとで、執刀医もしくは助手として25例以上の腹腔鏡手術に参加すること」とあります。この場合は、術者または、第1助手として25例以上の腹腔鏡下手術に参加することを条件とさせていただいております。